

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年 2 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800287号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800127号

第1 結論

請求者のA法人における平成23年12月28日の標準賞与額を22万7,000円、平成24年12月26日の標準賞与額を22万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月28日及び平成24年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月28日及び平成24年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月28日
② 平成24年12月26日

A法人に勤務した期間のうち請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。同法人の賞与明細書において厚生年金保険料を徴収されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人から提出された請求期間①及び②に係る賞与賃金台帳、給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において、同法人から、請求期間①において22万7,092円、請求期間②において22万6,474円の賞与が支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる賞与額から平成23年12月28日は22万7,000円、平成24年12月26日は22万6,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 12 月 28 日及び平成 24 年 12 月 26 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 12 月 28 日及び平成 24 年 12 月 26 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。